

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4 - 2 規則第 1 条の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 第 1 号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として外国人登録証明書の写し又は居住地を記載した外国人登録原票記載事項証明書とする。</p> <p>(2) 第 1 号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第 2 号に規定する「官公署の証明書」については、申請者(申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。)が法第 6 条第 1 号の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する証明書(「登記されていないことの証明書」をいう。)並びに上記(3)のイからハまで及び同条第 2 号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出を要する。</p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする(この場合の宣誓書については、規則第 1 条第 3 号に規定する後記(5)の宣誓書により、同条第 1 号から第 7 号までにつき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 第 4 号に規定する名簿及び履歴書が必要な「他の通関業務の従業者」は、後記 22 - 1 の(3)の規定による。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 第 7 号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4 - 2 規則第 1 条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 第 1 号に規定する住民票については、申請者が、外国人であつて、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として外国人登録証明書の写し又は居住地を記載した外国人登録原票記載事項証明書とする。</p> <p>(2) 第 1 号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであつても差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 第 2 号に規定する「官公署の証明書」については、申請者(申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。)が法第 6 条第 1 号《欠格事由》の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する証明書(「登記されていないことの証明書」をいう。)並びに上記(3)のイからハまで及び同条第 2 号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出を要する。</p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする(この場合の宣誓書については、規則第 1 条第 3 号に規定する後記(5)の宣誓書により、同条第 1 号から第 7 号までにつき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 第 4 号に規定する名簿及び履歴書が必要な「他の通関業務の従業者」は、後記 22 - 1 (通関業務に関する帳簿の取扱い等)の(2)の規定による。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 第 7 号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>□ その他法第5条各号に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類 なお、提出を求める書類は必要最小限のものとし、主要荷主等依頼者の推薦状及び委任状<u>といった</u>書類を求めることのないよう留意する。</p>	<p>イ (同左)</p> <p>□ その他法第5条各号《許可の基準》に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類 なお、提出を求める書類は必要最小限のものとし、主要荷主等依頼者の推薦状及び委任状<u>といった</u>書類を求めることのないよう留意する。</p>
<p>(変更等届出手続)</p> <p>12 - 1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B - 1140)により行う。ただし、同条第1号の規定による法第4条第1項第3号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22 - 1の④の「従業者等の異動(変更)届」により行う。 なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条第2項及び前記4 - 2に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3 - 9の(2)の「通関業者台帳」を訂正する。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(変更等届出手續)</p> <p>12 - 1 法第12条に規定する変更等の届出の手續は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B - 1140)により行う。ただし、同条第1号の規定による法第4条第1項第3号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22 - 1の③の「従業者等の異動(変更)届」により行う。 なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条第2項及び前記4 - 2に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3 - 9の(2)の「通関業者台帳」を訂正する。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p>
<p>(通関業務に関する帳簿の取扱い等)</p> <p>22 - 1 法第22条の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 第1項の規定により通関業者が通関業務の収入に関する事項を記載するために設ける帳簿は、「通関業務取扱台帳」(B - 1170)及び「通関業務取扱明細簿」(B - 1171)による。 なお、通関業務取扱明細簿への記入については、令第8条第4項の規定により、輸出入申告書等の写しの保管を<u>もって</u>これに代えることができる。</p> <p>(2) 令第8条第2項第1号の規定の適用に当たっては、輸出入申告等に係る許可書等の写しを輸出入申告書等の写しに準ずる書類として取り扱って差し支えない。</p> <p>(3) 第2項に規定する通関業務の従業者とは、通關部門に勤務している</p>	<p>(通関業務に関する帳簿の取扱い等)</p> <p>22 - 1 法第22条の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 第1項の規定により通関業者が通関業務の収入に関する事項を記載するために設ける帳簿は、「通関業務取扱台帳」(B - 1170)及び「通關業務取扱明細簿」(B - 1171)による。 なお、通關業務取扱明細簿への記入については、令第8条第4項《申告書等への追記》の規定により、輸出入申告書等の写しの保管を<u>もつて</u>これに代えることができる。</p> <p>(2) 第2項に規定する通關業務の従業者とは、通關部門に勤務している從</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>従業者全員（外国貨物の内容点検作業（仕入書等の関係書類のみでは貨物の品質、数量、機能等が不明確な場合に、それらを点検する作業）に専ら従事する者（後記 22 - 3 において「内点作業者」という。）を含み、タイピスト、メッセンジャー、貨物の運搬等のみに従事している者は含まない。）をいう。</p> <p>(4) (省略) (5) (省略)</p> <p>（従業者証票の交付）</p> <p>22 - 3 「通関業務従業者証票」(B - 1200)の交付は、前記 22 - 1 の④の「従業者等の異動（変更）届」により届出の<u>あつた</u>通関業務の従業者のうち、通関業務を行うため恒常に税關に出入りしているもの又は出入りしなくとも、通関業者の営業所において実質的に通関書類の作成に従事しているもの（通関業者の営業所の担当役員又は責任者<u>であつても</u>、直接通關業務に従事しない者、通關士及び内点作業者を除く。）を対象として行う。<u>したがつて</u>、通關業務の従業者のうち、内点作業者については、通關業者台帳にはその氏名を記載するが、「通關業務従業者証票」は交付しないことに留意する。</p> <p>なお、通關業務従業者証票の交付を受けた者が通關業務に従事するときは、必ず証票を所持し、税關職員が求めたときは、直ちに提示するよう指導する。また、証票を交付された者が、通關業務に従事しないこととなつたときは、通關業者から「従業者等の異動（変更）届」に添えて当該証票を速やかに返還させる。</p> <p>（通關士の確認のための届出手続）</p> <p>31 - 1 法第 31 条に規定する通關士の確認のための届出手續は、次による。</p> <p>(1) (省略) (2) 上記(1)の届出には、「通關士試験合格証書」(B - 1250)の写し及び法第 31 条第 2 項に該当しないことを証する書類を添付させる。</p>	<p>業者全員（外国貨物の内容点検作業（仕入書等の関係書類のみでは貨物の品質、数量、機能等が不明確な場合に、それらを点検する作業）に<u>つばら</u>専ら従事する者（後記 22 - 3 において「内点作業者」という。）を含み、タイピスト、メッセンジャー、貨物の運搬等のみに従事している者は含まない。）をいう。</p> <p>(3) (同左) (4) (同左)</p> <p>（従業者証票の交付）</p> <p>22 - 3 「通關業務従業者証票」(B - 1200)の交付は、前記 22 - 1 (<u>通關業務に関する帳簿の取扱い等</u>)の③の「従業者等の異動（変更）届」により届出の<u>あつた</u>通關業務の従業者のうち、通關業務を行うため恒常に税關に出入りしているもの又は出入りしなくとも、通關業者の営業所において実質的に通關書類の作成に従事しているもの（通關業者の営業所の担当役員又は責任者<u>であつても</u>、直接通關業務に従事しない者、通關士及び内点作業者を除く。）を対象として行う。<u>したがつて</u>、通關業務の従業者のうち、内点作業者については、通關業者台帳にはその氏名を記載するが、「通關業務従業者証票」は交付しないことに留意する。</p> <p>なお、通關業務従業者証票の交付を受けた者が通關業務に従事するときは、必ず証票を所持し、税關職員が求めたときは、直ちに提示するよう指導する。また、証票を交付された者が、通關業務に従事しないこととなつたときは、通關業者から「従業者等の異動（変更）届」に添えて当該証票を速やかに返還させる。</p> <p>（通關士の確認のための届出手續）</p> <p>31 - 1 法第 31 条 <u>《確認》</u>に規定する通關士の確認のための届出手續は、次による。</p> <p>(1) (同左) (2) 上記(1)の届出には、「通關士試験合格証書」(B - 1250)の写し及び法第 31 条第 2 項 <u>《欠格条項》</u>に該当しないことを証する書類を添付させ</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22-1の<u>(4)</u>の「従業者等の異動（変更）届」をもって代えることができるることとし、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。 イ～ハ（省略） (4)及び(5)（省略）</p> <p>（専任でない通関士の確認上の取扱い）</p> <p>31-5 通関業者が、前記13-3の(2)により通関士を他の業務と兼務させ、若しくは、2以上の営業所に従事させ、又は他の通関業者の通関士を自己の通関士として併任しようとするときは、確認届の際に当該届出書の所定の欄にその旨を記入して届け出し、また、確認を受けた専任の通関士を兼務等に従事させようとするときは、前記22-1（<u>通関業務に関する帳簿の取扱い等</u>）の<u>(4)</u>の「従業者等の異動（変更）届」により届け出させるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22-1の<u>(3)</u>の「従業者等の異動（変更）届」をもって代えることができるることとし、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。 イ～ハ（同左） (4)及び(5)（同左）</p> <p>（専任でない通関士の確認上の取扱い）</p> <p>31-5 通関業者が、前記13-3（<u>通關士の設置基準等</u>）の(2)により通關士を他の業務と兼務させ、若しくは、2以上の営業所に従事させ、又は他の通關業者の通關士を自己の通關士として併任しようとするときは、確認届の際に当該届出書の所定の欄にその旨を記入して届け出し、また、確認を受けた専任の通關士を兼務等に従事させようとするときは、前記22-1の<u>(3)</u>の「従業者等の異動（変更）届」により届け出せるものとする。</p>